

浜松市ホームレス巡回相談事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の生活困窮者自立相談支援事業に基づき、巡回相談を通じ面接により、市内の都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）の個々の状況の把握に努め、生活、就労、健康などの諸問題の解決に向けて援助し、自立の支援につなげることを目的とする。

（実施主体及び事業の委託）

第2条 浜松市ホームレス巡回相談事業（以下「本事業」という。）の実施主体は浜松市とし、事業の実施にあたっては市内で生活保護施設を運営している者、本市の生活困窮者自立支援事業の受託者又は市内の社会福祉法人（以下「実施事業者」という。）に委託して行うものとする。また、浜松市（健康福祉部福祉総務課）と事業の委託を受けて巡回相談事業を行う実施事業者は、相互に緊密な連絡を保ち、この事業の円滑な運営に努めるものとする。

（対象者）

第3条 この事業の対象となる者は、市内のホームレスとする。

（実施場所）

第4条 市内のホームレスが起居する場所とする。

（事業内容）

第5条 次の各号に基づくものとする。

- （1）巡回による相談活動を通じ、相談者の生活実態やホームレスに至る経緯などを聴取するとともに、個別面談の中で身体的・精神的状況等を確認し、ホームレスに有益な情報の広報に努める。また、相談者自身の自立意欲等の確認を行い、個々の状況に応じて対応する。
- （2）都市公園、河川、道路等の公的施設管理者から、ホームレスに関する情報の提供や照会がなされた場合は、浜松市（健康福祉部福祉総務課）と協議した上で、連携・協力を努める。

（実施日及び実施時間）

第6条 次の各号に基づくものとする。

- （1）巡回相談の実施日は月2回程度、実施時間は3時間程度とする。
- （2）夜間巡回相談の実施日は月2回程度、実施時間は2時間程度とする。
- （3）その他浜松市長が必要と認めるとき。

(業務実施体制)

第7条 この事業は、巡回相談員2名による体制で前条の各号に定める実施日・実施時間に実施する。ただし、相応の理由が認められるときはこの限りではない。また、福祉事務所職員も、必要な範囲内で業務の推進に協力する。

(報告)

第8条 実施事業者は、月間報告書(様式第1号)に巡回相談事業実施報告書(様式第2号)を添付し、浜松市長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。